

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月、電気通信事業の公正かつ有効な競争の実現のため、電気通信事業者間における紛争を迅速かつ円滑に処理するための専門的機関として設立された。この5年余の間、あっせん32件、仲裁3件、総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する答申5件を処理し、その専門性を活かして短期間での紛争解決を目指すとともに、処理した事件の積極的な情報公開により類似多数の紛争の発生を未然防止に努めてきている。また、必要な競争ルールの整備のために総務大臣への2件の勧告を行ってきている。

紛争を円滑に処理するためには、紛争の当事者である電気通信事業者から見て委員会が信頼のおける機関であることが何よりも重要なことである。そこで当委員会では、積極的な情報の公開を行うために紛争処理のための手続き、事例を取りまとめた便覧を作成し、公表を行い、また、ウェブサイトにおいても最新の情報を提供するなどその透明性の確保に努めてきたところである。

本報告書においても、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、当委員会が総務大臣に対して年度内の紛争処理の状況について、報告することとなっているが、当委員会が実施してきた活動状況全般について、幅広く掲載することとしている。

昨今のIP化の急速な進展により、電気通信分野を取り巻く環境が大きく変化している中で、公正競争の実現に向けて総務省において「新競争促進プログラム2010」が策定されるなど、事業者間の競争ルール見直し作業が行われている。当委員会においても、こうした環境変化による新たな紛争事案にこれまでどおり迅速かつ円滑に取り組むために、当面の重点活動を策定し、取り組んでいる。

また、無線局の円滑な開設等に向けて行われる調整についても、当委員会があっせん・仲裁を行う手続きの創設を内容とする法律改正案が第166回国会に提出されている。

委員会のADR機関（裁判外紛争処理機関）としての意義、果たす役割は、ますます高まり、これまで以上に大きくなるものと認識しているわけであるが、今後とも迅速かつ円滑な紛争解決に向け、効果的な紛争処理活動に取り組んでまいり所存である。

平成19年4月20日
電気通信事業紛争処理委員会